

# 申告特集

## 所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公社債や預貯金の利子などによる所得	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得 株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得	収入金額 - 株式等の元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得 土地や建物などの不動産の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得 農業、商工業などの事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得 給料、賞与などによる所得	収入金額 - 給与所得控除額 - 特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額 = 給与所得の金額
6	退職所得 退職金、その他退職により一時に受ける給与などによる所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7	山林所得 山林の伐採または譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得 土地や建物、株式などその他の資産の譲渡による所得	収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得 生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得	収入金額 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得 公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得	次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

## 主な制度改正の要点

平成17年1月1日に65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で合計所得金額が125万円以下の方については、平成19年度分は住民税を3分の2とする緩和措置が実施されます。

農業所得標準が平成18年分から廃止されました。（所得税・住民税）

平成18年中に農業所得を得た方は、収入金額や必要経費を記録して、収支計算により申告する必要があります。

収支計算についてわからないことは、税務署（個人課税部門）☎(21)3141へ問い合わせてください。

定率減税が一部縮減して実施されます。平成18年分の所得税は所得税額の10%（上限12万5千円）が減額されます。平成19年分からは定率減税は廃止されます。

### 自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税（個人）の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。次の3ステップで、税務署に行かなくても確定申告ができます。

#### ステップ1 申告データの入力

入力したデータを基に税額などが自動計算されますので、計算ミスがなくなります。作成途中のデータも保存することができます。



#### ステップ2 プリントアウト



#### ステップ3 税務署に送付

このコーナーで作成したデータを利用して、プリントアウトが不要な電子申告を行うことができます（利用に当たっては、事前に利用開始のための手続きなどが必要です）。

作成コーナーについては...  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>  
電子申告については...  
e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

町民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して法人や個人に通知し税金を徴収します。（平成19年度の住民税所得割の税額は、平成18年中の所得金額が基準となります。）  
所得税は国税で、一年間の所得に対して、法人や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。サラリーマンの場合、町民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。

## 町民税 所得税

とは



計算

地方税

国税

町民税

所得税

(平成19年度)

(平成18年分)